

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の施行状況

1 改正の概要

- 平成 30 年 12 月に大阪府環境審議会からいただいた答申を踏まえ、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則を改正、3 回に分けて施行し、令和元年 10 月 1 日に全面施行した。

改正の概要は以下のとおりである。

(1) 土地の汚染状況の把握の契機の追加

- 条例に基づく調査が猶予中の土地、有害物質使用届出施設等が稼働中の土地において、900 m²以上の形質変更を行う時に、土地の利用履歴等の報告を義務付け、有害物質の使用等の履歴があった場合には、土壌汚染状況調査を実施することを義務付けた。

(2) 指定区域に係る規定の整備

- 要措置区域(要措置管理区域)における汚染除去等の措置に係る計画の提出を義務付けた。
- 自然由来、埋立材由来の汚染土壌について、地質が同質又は同一港湾への移動を可能とした。
- 同一の契機によって指定された区域間(飛び地)の土壌の移動を可能とした。

(3) 効果的な土壌汚染対策を実施するための制度の整備

- 施設設置者から土地所有者への情報提供の努力義務
- 「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」の制定
- 自主調査の結果に基づく区域指定の申請
- 「大阪府汚染土壌処理業に関する指針」の制定

2 施行状況

- 平成 31 年 4 月～令和元年 12 月までの施行状況は別紙のとおりである。

(1) 土壌汚染対策法

- 新たに土地の汚染状況の把握の契機となった形質変更の面積が 900 m²以上 3000 m²未満の件数は、調査が猶予されている土地で 2 件、有害物質使用施設が稼働中の土地で 3 件、計 5 件あり、そのうち汚染が確認され、区域指定が行われたものは有害物質使用施設が稼働中の土地で 2 件であった。

(2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例

- 「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」に基づく指導助言の件数は調査、措置、形質変更あわせてのべ 15 件であった。このうち、自主調査により基準不適合が認められた土地における形質変更についての指導助言は 3 件であった。

3 法・条例改正に係る周知の取組

- 土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正内容については、それぞれ施行前に調査が猶予されている土地の所有者及び事業者、有害物質使用特定施設等の設置者等に周知チラシを送付した。

土壌汚染対策法の施行状況

	令和元年度 (4月～12月)	平成30年度 実績
1. 第3条第1項関係		
有害物質使用特定施設の廃止時の土壌汚染状況調査		
① 土壌汚染状況調査結果の報告があったもの	18	27
② ただし書きの確認を行ったもの	106	127
③ ①のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	10	22
2. 第3条第7項、第8項関係		
第3条第1項ただし書きの確認に係る土地における形質変更時の土壌汚染状況調査		
① 形質変更の届出件数	12	
形質変更の面積		
900㎡以上3,000㎡未満	2	
3,000㎡以上	10	
② ①のうち、土壌汚染状況調査結果の報告があったもの	11	
900㎡以上3,000㎡未満	2	
3,000㎡以上	9	
③ ①のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	4	
900㎡以上3,000㎡未満	0	
3,000㎡以上	4	
3. 第4条関係		
土壌汚染のおそれがある土地の形質変更時の土壌汚染状況調査		
① 形質変更に係る届出件数	228	338
② ①のうち、土壌汚染状況調査結果の報告があったもの	26	23
③ ②のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	13	9
④ ①のうち、有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地における形質変更で、その面積が900㎡以上3,000㎡未満の届出件数	3	
⑤ ④のうち、土壌汚染状況調査結果の報告があったもの	2	
⑥ ⑤のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	2	
4. 第12条第1項第1号関係		
施行管理方針の確認(臨海部特例区域)		
① 施行管理方針の確認の申請の件数	0	
② ①のうち確認を行った件数	0	
5. 第16条第1項、第18条第1項関係		
汚染土壌の処理の委託の例外		
①【第18条第1項第2号】 汚染が専ら自然に由来する形質変更時要届出区域間の汚染土壌の搬出に係る届出の件数	0	
②【第18条第1項第2号】 汚染が専ら埋立土砂に由来する形質変更時要届出区域間の汚染土壌の搬出に係る届出の件数	0	
③【第18条第1項第3号】 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等の間(飛び地間)の汚染土壌の搬出に係る届出の件数	0	

大阪府生活環境の保全等に関する条例の施行状況

	令和元年度 (4月～12月)	平成30年度 実績
1. 第81条の4第1項関係		
有害物質使用届出施設等の廃止時の土壤汚染状況調査		
【府条例に規定する有害物質使用届出施設】		
① 土壤汚染状況調査結果の報告があったもの	0	0
② ただし書きの確認を行ったもの	1	0
③ ①のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	0	0
【ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設】		
④ 土壤汚染状況調査結果の報告があったもの	1	0
⑤ ただし書きの確認を行ったもの	5	0
⑥ ④のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	0	0
2. 第81条の4第5項、第6項関係		
第81条の4条第1項ただし書きの確認に係る土地における形質変更時の土壤汚染状況調査		
① 【第5項】形質変更に係る土地利用履歴等調査結果の報告があったもの	0	/
形質変更の面積		
900㎡以上3000㎡未満	0	
3000㎡以上	0	
② ①のうち、土壤汚染状況調査結果の報告があったもの	0	/
900㎡以上3000㎡未満	0	
3000㎡以上	0	
③ ②のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	0	/
900㎡以上3000㎡未満	0	
3000㎡以上	0	
3. 第81条の6関係		
有害物質使用届出施設等が設置されている工場等の敷地における形質変更時の土壤汚染状況調査		
① 【第1項】形質変更(900㎡以上)に係る土地利用履歴等調査結果の報告件数	0	0
形質変更の面積		
900㎡以上3000㎡未満	0	
3000㎡以上	0	
② 【第2項】①のうち、土壤汚染状況調査結果の報告があったもの	0	0
900㎡以上3000㎡未満	0	
3000㎡以上	0	
③ ②のうち、区域指定を行ったもの及び行う予定があるもの	0	0
900㎡以上3000㎡未満	0	
3000㎡以上	0	
4. 第81条の13条第1項第1号関係		
施行管理方針の確認(臨海部特例区域)		
① 施行管理方針の確認の申請	実績件数	0
② ①のうち確認を行ったもの	実績件数	0
5. 第81条の16第1項、第81条の18条第1項関係		
汚染土壤の処理の委託の例外		
① 【第81条の18条第1項第2号】 汚染が専ら自然に由来する要届出管理区域間の汚染土壤の搬出に係る届出	0	/
② 【第81条の18条第1項第2号】 汚染が専ら埋立土砂に由来する要届出管理区域間の汚染土壤の搬出に係る届出	0	
③ 【第81条の18条第1項第3号】 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された管理区域間(飛び地間)の汚染土壤の搬出に係る届出	0	
6. 条例第81条の21の3関係		
自主調査等に関する指針		
① 自主調査についての指導助言	10	/
② 自主措置についての指導助言	2	
③ 自主調査により基準不適合が認められた土地における形質変更についての指導助言	3	
7. 第81条の21の4の3関係		
指定の申請(ダイオキシン類)		
① 指定の申請の件数	0	/

土壤汚染状況調査の報告が猶予されている 土地で900m²以上の土地の形質の変更※を 行うときは、平成31年4月1日より届出が 必要になります。

※ 切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

土壤汚染状況調査の報告が猶予されている土地とは・・・

事業者が有害物質使用特定施設を廃止したため、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を行う必要がある土地のうち、工場・事業場として引き続き使用されており、第三者が立ち入ることがないなど、人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の知事の確認を受けることにより、土壤汚染状況調査の報告が一時的に免除されている土地。

※土地の利用方法が変わり、確認の要件から外れたときは、土壤汚染状況調査の報告が必要です。

<上記の土地で形質の変更を行う場合、以下の手続きが必要です>

【1】**土地の所有者**は土地の形質の変更を行う前に、**あらかじめ形質変更届**を提出します。

根拠＝土壤汚染対策法第3条第7項

◎ 届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付します。

【2】届出を受け、知事は**土地の所有者**に対し**土壤汚染状況調査の実施について命令**します。**土地の所有者**は、**土壤汚染状況調査**を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

根拠＝土壤汚染対策法第3条第8項

◎ 調査を実施する場合は、国の指定を受けた**指定調査機関**に委託してください。

【3】【2】の調査の結果、**基準超過が判明した場合は、知事は、法に基づき以下の区域に指定**します。

①判明した土壤汚染により、**周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合**、当該土地を「**要措置区域**」として指定します。

知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壤汚染により、**周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合**、当該土地を「**形質変更時要届出区域**」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ(地盤環境担当)

TEL (代表)06-6941-0351 内線 3809 (直通)06-6210-9579

大阪府のホームページもご覧ください。

大阪府 土壤汚染

検索

管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)		
管理有害物質 （府条例）	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	（第1種特定有害物質） 揮発性有機化合物	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	——	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	——	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	——	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	——	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン※	——	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン （D-D）	——	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン （塩化メチレン）	——	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	——	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	——	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	——	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	——	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	——	0.01 以下	0.1 以下
			管理有害物質 （府条例）	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	（第2種特定有害物質） 重金属等	カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下				六価クロム 1.5 以下
シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと				シアン 1 以下
水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下				水銀 0.005 以下
		うちアルキル水銀				検出されないこと
セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下				セレン 0.3 以下
鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下				鉛 0.3 以下
砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下				砒素 0.3 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下				ふっ素 24 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下				ほう素 30 以下
管理有害物質 （府条例）	特定有害物質 （土壌汚染対策法）	（第3種特定有害物質） 農薬等	シマジン（CAT）	——	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ （ベンチオカーブ）	——	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	——	0.006 以下	0.06 以下
			PCB （ポリ塩化ビフェニル）	——	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。）	——	検出されないこと	1 以下
ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	——	——		

（注） mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム） mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）

pg-TEQ/g（土壌 1g につきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

※シス-1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成 31 年 4 月 1 日から 1,2-ジクロロエチレンに改められます。

有害物質使用特定施設^{※1}を設置している工場・事業場の敷地で900m²以上の土地の形質の変更^{※2}をするときは、平成31年4月1日より届出が必要になります。

※1 水質汚濁防止法に基づく特定施設であって、裏面の特定有害物質を使用等しているもの(詳しくは、各法の所管行政庁の担当部局にお問合せください。)

※2 切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

<手続きの流れ>

【1】工場・事業場の土地の形質の変更者は土地の形質の変更を行う30日前までに、形質変更届を提出します。また、形質変更届と併せて土壤汚染状況調査結果を提出することができます。

根拠＝土壤汚染対策法第4条第1項、2項

◎ 土地を賃借して事業を行っている場合は、土地の形質変更に対する土地所有者の同意書の添付が必要です。(土地の所有者に対し、汚染のおそれがある場合には土壤汚染状況調査が必要となることをあらかじめ説明しておいてください。)

【2】届出を受け、形質変更する土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、知事は工場・事業場の土地の所有者に対し土壤汚染状況調査の実施について命令します。土地の所有者は、土壤汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

根拠＝土壤汚染対策法第4条第3項

◎ 調査を実施する場合は、国の指定を受けた指定調査機関に委託してください。

【3】【2】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、法に基づき以下の区域に指定します。

①判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置区域」として指定します。

知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「形質変更時要届出区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ(地盤環境担当)

TEL (代表)06-6941-0351 内線 3809 (直通)06-6210-9579

大阪府のホームページもご覧ください。

大阪府 土壤汚染

検索

管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
特定有害物質 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	——	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	——	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	——	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	——	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン※	——	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	——	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン (塩化メチレン)	——	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	——	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	——	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	——	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	——	0.03 以下	0.3 以下
	ベンゼン	——	0.01 以下	0.1 以下
	特定有害物質 (第2種特定有害物質) (重金属等)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下
六価クロム化合物		六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
水銀及びその化合物		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
ほう素及びその化合物		ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
特定有害物質 (第3種特定有害物質) (農薬等)	シマジン (CAT)	——	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	——	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	——	0.006 以下	0.06 以下
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	——	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	——	検出されないこと	1 以下
ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	——	——

(注) mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム) mg/L (検液 1 リットルにつきミリグラム)

pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

※シス-1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成 31 年 4 月 1 日から 1,2-ジクロロエチレンに改められます。

令和元年7月1日より、有害物質使用特定施設等を設置する者は、施設で使用する管理有害物質について、土地の所有者へ情報提供できるよう努める義務があります。

令和元年7月1日より施行されます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例より抜粋
条例第81条の21の4の2

工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置し、又は設置されている有害物質使用特定施設等の使用の方法を変更した者は、当該設置又は変更によって、当該有害物質使用特定施設等において製造し、使用し、又は処理する（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理する）管理有害物質の工場又は事業場ごとの種類の増加があつたときは、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置している者を除く。）に対し、当該増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供できるよう努めるものとする。

対象となる施設

- 水質汚濁防止法に基づく特定施設であつて、裏面の特定有害物質を使用等しているもの
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設（水質関係）であつて、裏面の特定有害物質を使用等しているもの
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設

対象となる物質（管理有害物質）

- 土壤汚染対策法で規定される特定有害物質26種類及びダイオキシン類の計27種類の有害物質（裏面参照）。

情報提供の契機

- 工場・事業場において、有害物質使用特定施設等を最初に設置したとき
- 工場・事業場の有害物質使用特定施設等において使用等する管理有害物質の種類が増加したとき
- 令和元年7月1日時点で有害物質使用特定施設等を設置している場合、改正条例施行後速やかな情報提供

情報提供の内容等

有害物質使用特定施設等において使用を開始した（使用している）管理有害物質の種類について、工場・事業場敷地の土地の所有者に情報提供してください。（別紙「土地所有者への情報提供の例」をご活用ください。）

なぜ土地所有者への情報提供が必要なのか？

土壤汚染対策法（大阪府生活環境の保全等に関する条例）は、当該施設の使用を廃止した際には、土地の所有者において土壤汚染の調査を行うことを義務付けています。

根拠…土壤汚染対策法第3条第1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4の第1項

詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ（地盤環境担当）
TEL（代表）06-6941-0351 内線3809（直通）06-6210-9579

大阪府のホームページもご覧ください。

大阪府 土壤汚染

検索

管理有害物質の種類

分類		管理有害物質の種類
管理有害物質（府条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）
		クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）
		四塩化炭素
		1,2-ジクロロエタン
		1,1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）
		1,2-ジクロロエチレン※
		1,3-ジクロロプロペン（D-D）
		ジクロロメタン（塩化メチレン）
		テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）
		1,1,1-トリクロロエタン
		1,1,2-トリクロロエタン
	トリクロロエチレン	
	ベンゼン	
	重金属等（第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物
		六価クロム化合物
		シアン化合物
		水銀及びその化合物
		セレン及びその化合物
		鉛及びその化合物
		砒素及びその化合物
		ふっ素及びその化合物
	ほう素及びその化合物	
	農薬等（第3種特定有害物質）	シマジン（CAT）
		チオベンカルブ（ベンチオカーブ）
		チウラム
		PCB（ポリ塩化ビフェニル）
		有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）
ダイオキシン類		

シス-1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2-ジクロロエチレンに改められました。

○年○月○日

(土地所有者) 様

(法対象施設等の設置者)

△△工場で使用等している管理有害物質の種類について

当社△△工場では、水質汚濁防止法（大阪府生活環境の保全等に基づく条例）に規定する有害物質使用特定施設（有害物質使用届出施設）を設置しています。

土壤汚染対策法（大阪府生活環境の保全等に関する条例）は、当該施設の使用を廃止した際には、土地所有者において土壤汚染の調査を行うことを定めています（工場等の敷地として利用を続けている間は、知事の確認を受けることにより、調査の実施が猶予されます）。

つきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 21 の 4 の 2 の規定に基づき、下記のとおり管理有害物質の種類等の情報を提供いたします。

記

- 1 施設を設置している工場等の名称及び所在地
△△工場（××市○○町△丁目）
- 2 有害物質使用特定施設（有害物質使用届出施設）の種類
水質汚濁防止法施行令 別表第 1
71 の 5 ジクロロメタンによる洗浄施設
- 3 使用等している（使用等を追加した）管理有害物質の種類
ジクロロメタン

土壌汚染対策法

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

大阪府生活環境の保全等に関する条例

第八十一条の四 使用が廃止された有害物質使用届出施設（第四十九条第二項に規定する届出施設であって、同項第一号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）又はダイオキシン特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、土壌法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

第八十一条の二十一の四の二 工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置し、又は設置されている有害物質使用特定施設等の使用の方法を変更した者は、当該設置又は変更によって、当該有害物質使用特定施設等において製造し、使用し、又は処理する（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理する）管理有害物質の工場又は事業場ごとの種類の増加があつたときは、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置している者を除く。）に対し、当該増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供するように努めるものとする。

付則

（経過措置）

（略） 施行の際現に工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置している者は、同条の規定の施行後速やかに、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置した者を除く。）に対し、当該有害物質使用特定施設等において現に製造し、使用し、又は処理している（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理している）管理有害物質の種類に関する情報を提供するように努めるものとする。

過去に有害物質使用届出施設等^{※1}が廃止され、土壤汚染状況調査の報告が猶予されている土地で900m²以上の土地の形質の変更^{※2}を行うときは、令和元年10月1日より調査・報告が必要となります。

※1 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設(水質関係)であって、裏面の特定有害物質を使用等しているもの、またはダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(詳しくは、所管行政庁の担当部局にお問合せください。)

※2 切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

なお、当該土地において3,000m²以上の形質の変更を行う場合は、土壤汚染対策法第4条第1項による届出、調査等の対象となります。

土壤汚染状況調査の報告が猶予されている土地とは・・・

事業者が有害物質使用届出施設等を廃止したため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染状況調査を行う必要がある土地のうち、工場・事業場として引き続き使用されており、第三者が立ち入ることがないなど、人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の知事の確認を受けることにより、土壤汚染状況調査の報告が一時的に免除されている土地。

※土地の利用方法が変わり、確認の要件から外れたときは、土壤汚染状況調査の報告が必要です。

<上記の土地で形質の変更を行う場合、以下の手続きが必要です>

【1】工場・事業場の土地の所有者は土地の形質の変更を行う30日前までに、当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第5項

【2】【1】の調査の結果、形質変更する土地に管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者は、土壤汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第6項

◎ 調査を実施する場合は、国の指定を受けた指定調査機関に委託してください。

【3】【2】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、条例に基づき以下の区域に指定します。

①判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置管理区域」として指定します。

知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「要届出管理区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ(地盤環境担当)

TEL (代表)06-6941-0351 内線 3809 (直通)06-6210-9579

大阪府のホームページもご覧ください。

大阪府 土壤汚染

検索

管理有害物質の種類

分類		管理有害物質の種類		
管理有害物質（府条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物 （第一種特定有害物質）	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	
			四塩化炭素	
			1,2-ジクロロエタン	
			1,1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）	
			1,2-ジクロロエチレン※	
			1,3-ジクロロプロペン（D-D）	
			ジクロロメタン（塩化メチレン）	
			テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	
			1,1,1-トリクロロエタン	
			1,1,2-トリクロロエタン	
			トリクロロエチレン	
			ベンゼン	
			重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物
		六価クロム化合物		
		シアン化合物		
		水銀及びその化合物		
		セレン及びその化合物		
		鉛及びその化合物		
		砒素及びその化合物		
		ふっ素及びその化合物		
		ほう素及びその化合物		
		農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン（CAT）	
			チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	
			チウラム	
			PCB（ポリ塩化ビフェニル）	
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	
		ダイオキシン類		

※シス-1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2-ジクロロエチレンに改められました。

有害物質使用届出施設等^{※1}を設置している工場・事業場の敷地で900m²以上の土地の形質の変更^{※2}をするときは、令和元年10月1日より調査・報告が必要となります。

※1 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設(水質関係)であって、裏面の**特定有害物質**を使用等しているもの、またはダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(詳しくは、所管行政庁の担当部局にお問合せください。)

※2 切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

なお、当該土地において3,000m²以上の形質の変更を行う場合は、**土壤汚染対策法第4条第1項**による届出、調査等の対象となります。

<手続きの流れ>

【1】工場・事業場の土地の形質の変更者は土地の形質の変更を行う30日前までに、当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の6第1項

◎ 土地を賃借して事業を行っている場合は、土地の形質変更に対する土地所有者の同意書の添付が必要です。(土地の所有者に対し、汚染のおそれがある場合には土壤汚染状況調査が必要となることをあらかじめ説明しておいてください。)

【2】【1】の調査の結果、形質変更する土地に管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者は、土壤汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の6第1項

◎ 調査を実施する場合は、国の指定を受けた**指定調査機関**に委託してください。

【3】【2】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、条例に基づき以下の区域に指定します。

①判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置管理区域」として指定します。

知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壤汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「要届出管理区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

詳しくは、以下にお問合せください。

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ(地盤環境担当)
TEL (代表)06-6941-0351 内線 3809 (直通)06-6210-9579

大阪府のホームページもご覧ください。

大阪府 土壤汚染

検索

管理有害物質の種類

分類		管理有害物質の種類
管理有害物質（府条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物（第一種特定有害物質）
		クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）
		四塩化炭素
		1,2-ジクロロエタン
		1,1-ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）
		1,2-ジクロロエチレン※
		1,3-ジクロロプロペン（D-D）
		ジクロロメタン（塩化メチレン）
		テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）
		1,1,1-トリクロロエタン
		1,1,2-トリクロロエタン
		トリクロロエチレン
		ベンゼン
	重金属等（第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物
		六価クロム化合物
		シアン化合物
		水銀及びその化合物
		セレン及びその化合物
		鉛及びその化合物
		砒素及びその化合物
		ふっ素及びその化合物
	ほう素及びその化合物	
	農薬等（第3種特定有害物質）	シマジン（CAT）
		チオベンカルブ（ベンチオカーブ）
		チウラム
		PCB（ポリ塩化ビフェニル）
		有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）
ダイオキシン類		

※シス-1,2-ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2-ジクロロエチレンに改められました。